CURRENT EXPLANATION

時事解説

最近の特許行政動向と，知財の活用について
―平成23年度 特許庁との懇談会報告―

㈳日本溶接協会 特許委員会 委員長　平田　好則
幹事　立花　知之・篭原　義二

1　はじめに

震災と円高，中国の台頭，エネルギー等資源の逼迫，産業の空洞化……至近の事業活動と「知財」を巡る問題も，日本という狭い枠組みの中だけでは，到底語ることができない状況に置かれており，国際的な知的財産戦略の必要性もさらに増してきている。

特許委員会では，㈳日本溶接協会会員企業の知的財産戦略の一助となるべく，特許庁および関係省庁の方々との懇談会を毎年行っている。本年度の懇談会は，東京にて，2011年12月２日，26名の溶接業界関係者および４名の特許庁からの講演者の参加を得て，**表１**の講演テーマについて具体的，かつ，有意義なご解説ご講演を頂いた。本年度は，討論会を行う時間と場を設け，講演テーマ以外の事項も含めた活発な情報・意見の交換を行う機会の提供も行った。

本懇談会が，最近の特許行政動向を知る場になったとともに，国際的な知財戦略を考える機会となったのではと思われる。加えて，本懇談会の意義には，特許庁と溶接関連業界との情報・意見交換の場としての役割もあり，討論会を通じて，貴重な交流の場ともなったとも思われる。

以下に，本懇談会の内容や，質疑応答についての抜粋を報告する。

2　「平成23年特許法等改正」の解説

グローバル市場における競争が新興国を含めて激化する中で，わが国企業の競争力を持続させていくには，イノベーションを促進し，新たな技術や産業を生み出すための環境を整備することが急務となっている。

こうした中，近年の技術の高度化・複雑化にともない，社外技術も活用して研究開発や製品化を行うオープン・イノベーションが進展しており，これが要因となってライセンス契約の重要性が増すとともに，共同研究等が一般化している。また，技術革新のスピードに対応して迅速・的確に紛争を解決することや，中小企業等におけるイノベーションを促進するために制度の利便性を向上させることも一層重要になっている。

このような知的財産を取り巻く環境変化に適切に対応し，イノベーションを通じたわが国の成長・競争力強化に貢献するため，法の改正が行われた。

本講演では，その改正点について詳細にご解説を頂いた。以下に，改正法の概要を抜粋して報告する。

改正法の概要を**図１**に示す。施行日は平成24年４月１日である。

A. イノベーションのオープン化への対応

ライセンスを特許庁に登録しないと特許権等を譲り受けた者から差止請求等を受け，事業継続が不可能になる

表１　2011年度懇談会のテーマと講演者

	テーマ	講演者（敬称略）
1	「平成23年特許法等改正」の解説	特許庁特許審査第二部生産機械（特殊加工）審査官 大屋　静男 特許庁審判部第13部門 審判長 千葉　成就
2	「溶接業界の特許出願・審査に関する統計」の解説	特許庁特許審査第二部生産機械（特殊加工）審査官 中島　昭浩
3	「特許庁 国際特許戦略」の解説	特許庁特許審査第二部生産機械（特殊加工）室長 内藤　真徳
4	討論会	―

イノベーションのオープン化への対応

①通常実施権等の対抗制度の見直し
安定的な事業継続のため，実務上困難なライセンスの登録をしなくても，第三者からの差止請求等に対抗できることとする。

②冒認・共同出願違反の出願に係る救済措置の整備
研究開発の成果を適切に保護するため，共同発明者の一部によって特許権が取得されてしまった場合などに，発明者等が特許権を自らに返還請求できる制度を導入する。

紛争の迅速・的確な解決のための審判制度等の見直し

①審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求が禁止
紛争処理の迅速化のため，出訴後に特許権の内容が変更されることにより，事件が無駄に裁判から審判に差し戻されることを防ぐ。

②再審の訴え等における主張の制限
安定的な事業活動のため，特許権侵害訴訟の判決確定後に特許の無効審決が確定した場合の再審等を制限し，紛争の蒸し返しを防ぐ。

③審決の確定の範囲等に係る規定の整備
権利内容の迅速な確定等のため，特許権の有効性の判断等を特許権の一部（請求項）ごとに行うための規定を整備する。

④無効審判の確定審決の第三者効の廃止
紛争処理の適正化のため，確定審決の当事者等以外の者による同一事実・同一証拠に基づく無効審判請求を認める。

制度の利便性向上のための料金・手続の見直し

料金の見直し

①各種料金の引き下げ
○意匠登録料の引き下げ
11年目以降の意匠登録料を半減する。
○国際出願手数料の引き下げ
中小企業等の国際展開を支援するため，国際出願の調査手数料を引き下げる。

②特許料等の減免制度の拡充
中小企業や大学等に対する特許料の減免期間を３年から10年へ延長するとともに，対象となる中小企業の範囲を拡大する。

手続の見直し

①発明の新規性喪失の例外規定の見直し等
学会での発表など，発明者等により公表された場合であれば，その公表態様を問わず，発明が公になった後でも特許権を取得し得ることとする。

②出願人・特許権者の救済手続の見直し
出願書類の翻訳文提出や特許料等追納の期間徒過に対する救済要件を緩和する。

③商標権消滅後１年間の登録排除規定の廃止
権利を早期に取得できるようにするため，商標権が消滅しても，１年間は他人による登録を排除している規定を廃止する。

○施行日
公布の日（平成23年６月８日）から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日

図１　法改正の概要

おそれがあるが，実務上，登録が困難となっており，登録をしなくても，このような差止請求等に対抗できるよう「①通常実施権等の対抗制度の見直し」が行われた。ただし，施行前に特許権等の譲渡等があった場合には，当然対抗制度導入前であるため，登録していない通常実施権を第三者に対抗することはできない。実用新案法および意匠法には，特許法と同様に当然対抗制度が導入されるが，商標法には導入されていない。

共同研究・共同開発が一般化する中で，共同発明者の一部によって特許権が取得されてしまうケースなどが発生しているが，発明者保護の手段は特許権等を無効とする等に限られており，発明者が特許権等を取り戻すことができるよう「②冒認・共同出願違反の出願に係る救済措置の整備」がされた。

B．紛争の迅速・的確な解決のための審判制度等の見直し

紛争処理の迅速化のため，「①審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求が禁止」された。これにより，事件が無駄に裁判から審判に差し戻されることを防ぎ，100日程度迅速化される見通し。紛争の蒸し返しを防ぐため，「②再審の訴え等における主張の制限」がされた。権利内容の迅速な確定等のため「③審決の確定の範囲等に係る規定の整備」がされた。紛争処理の適正化のため，「④無効審判の確定審決の第三者効の廃止」がされた。これにより，異なる者が同一の事実及び証拠に基づいて無効審判請求できるようになった。

C．制度の利便性向上のため料金・手続の見直し

「料金の見直し」として，意匠登録料および国際出願手数料の引き下げ「①各種料金の引き下げ」と，中小企業や大学等に対する特許料等の減免制度の拡充「②特許料等の減免制度の拡充」が行われた。

「手続の見直しとして」，発明者が自ら公表した場合であれば，その公表態様を問わず，発明が公になった後でも特許権等を取得し得るよう「①発明の新規性喪失の例外規定の見直し等」がされた。期間徒過に対する救済要件の緩和として「②出願人・特許権者の救済手続の見直し」がされた。権利を早期に取得できるようにするため，「③商標権消滅後１年間の登録排除規定の廃止」がされた。

3　「溶接業界の特許出願・審査に関する統計」の解説

本懇談会の継続的な講演題目として，溶接業界における特許出願・審査等の動向がある。今年度も当業界における統計的処理を特許庁殿にお願いし，ご報告いただいた。今後とも継続的に当該データを更新していただく予定である。以下に，本年度の統計を抜粋して報告する。

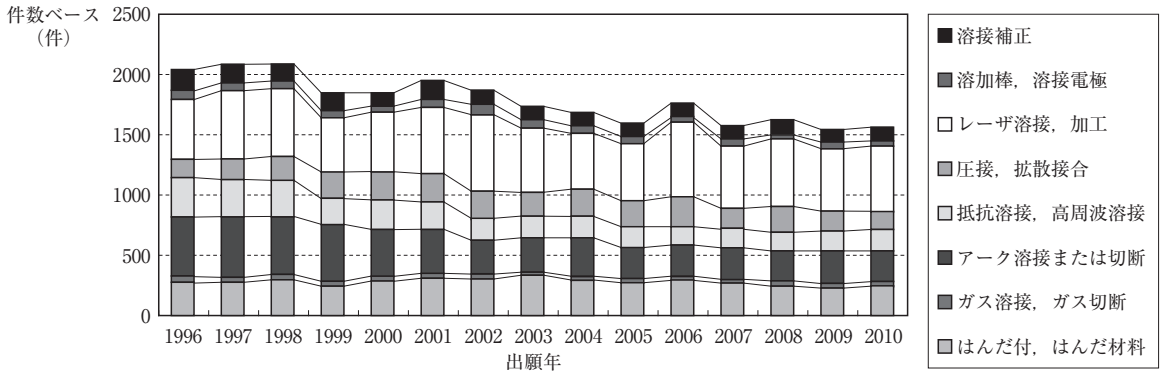

図２　溶接業界の出願件数推移（全体観）

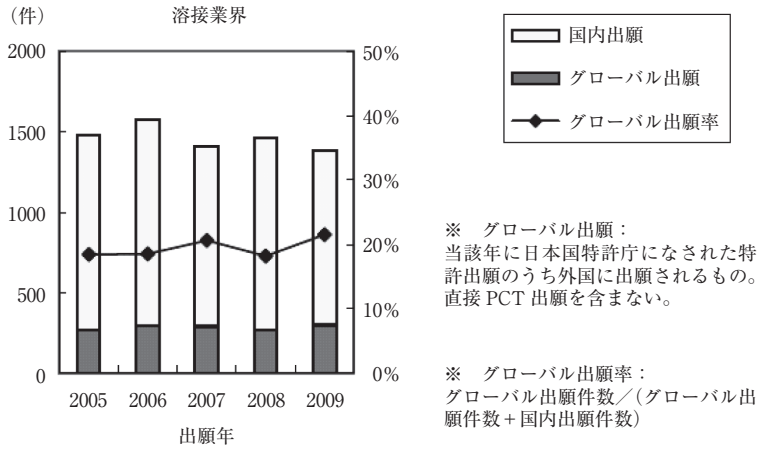

図３　溶接業界特許のグローバル出願率推移

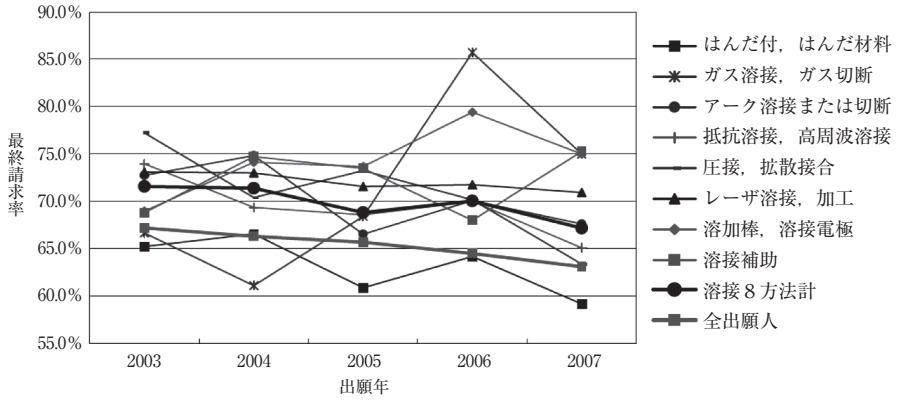

図４　審査請求率の推移

全体観（**図２**）としては，緩やかに出願件数は減少しているが，2010年は2009年より増加している。

図３に，グローバル特許出願率の推移を示す。グローバル特許出願率は，横ばいから緩やかな上昇の推移を示している。

図４に，審査請求率の推移を示す。溶接業界は全出願人に対して高い状態を維持している。しかし，溶接業界も全出願人も緩やかな下降の推移を示している。

図５（以下，次ページ）に，溶接業界全体の特許審査状況の推移を示す。2010年に大きな動きがあり，応答なし拒絶が大幅に減少し，それに比例するかのように特許率がかなりの上昇率を示している。

図６に，早期審査の申請件数の推移を示す。全出願人は，増加傾向にはあるが緩やかである。溶接業界は，2010年に大幅な増加を示しており，特徴的な動きとなっている。

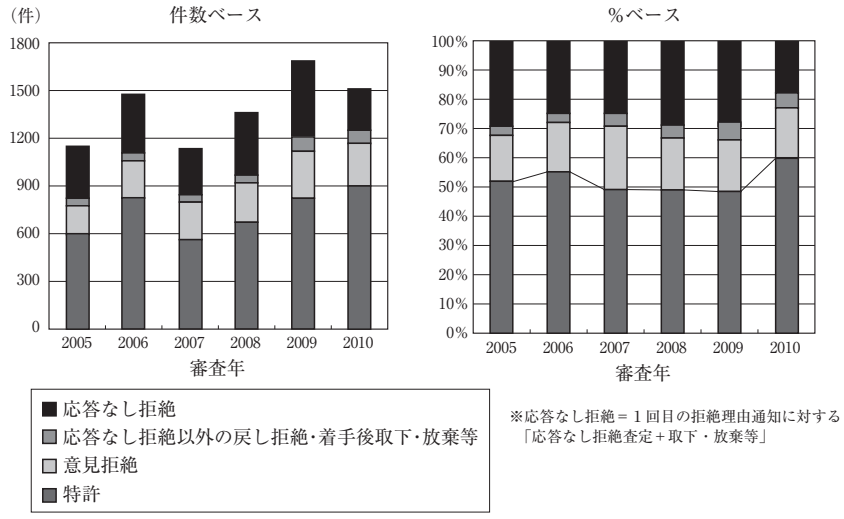

図５　特許審査状況の推移（溶接業界全体）

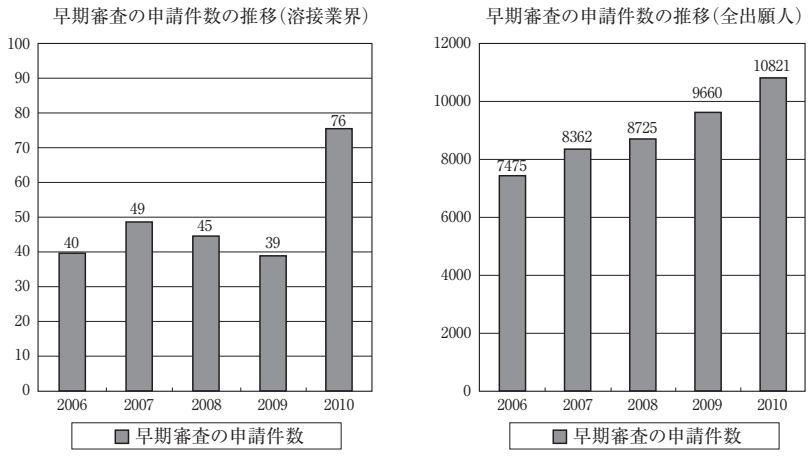

図６　早期審査の申請件数の推移

溶接分野の出願の拒絶理由に使用された引用文献のうち，最新の引用文献の公知年分布（2010 年に拒絶査定された出願を対象）

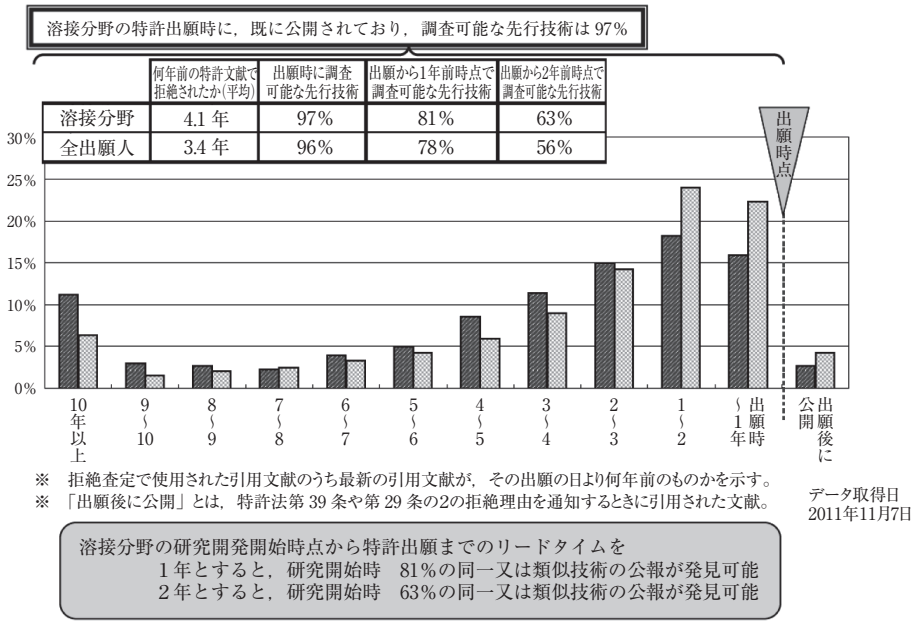

図７　拒絶理由の分析

図７に，拒絶理由の分析を示す。拒絶理由に引用された文献の古さを表しており，出願時に公開されているものが97％である。出願時の先行技術調査をしっかり行えば，同一または類似技術の公報が発見され，無駄な出願を減らすことができると思われる。

4 「特許庁 国際知財戦略」の解説

世界の特許出願動向の紹介に始まり，中国出願等の急増により生じる課題，わが国の特許戦略の全体像などの最近の特許行政についてご解説頂いた。なお，本ご講演は，「国際知財戦略（Global IP Initiative）～国際的な知的財産のインフラ整備に向けた具体的方策～2011年７月特許庁」を用いて行われた。本資料は，2011年７月19日の産業構造審議会の知的財産政策部会で特許庁から説明されたものであり，ここ数年の特許庁の政策と方向性が記載されている。以下に，ご講演の抜粋を報告する。

図８に特許出願の推移を示す。図８左は全世界の特許出願件数の推移を示しており，図８右は日本特許出願構造の変化を示している。

全世界の特許出願件数の推移は，右肩上がりで増加しており，外国出願の割合も増加している。日本人の特許出願は，1995年から2008年で５万件増加している。自国出願は横ばいであるが，海外出願が増加しており，外国シフトが進んでいる。とくに中国の比率が増加している。

図９に中国の特許･実用新案･意匠出願の予測と世界の特許文献の発行件数を示す。

図９左のように，中国の出願は，2004年の30数万件から2010年の122万件に増加しており，2015年には250万件を目指す計画となっている。

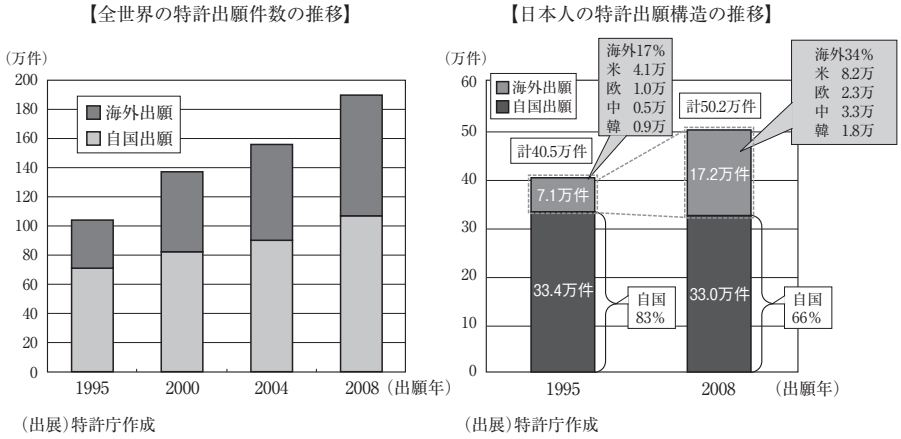

図８　特許出願の推移

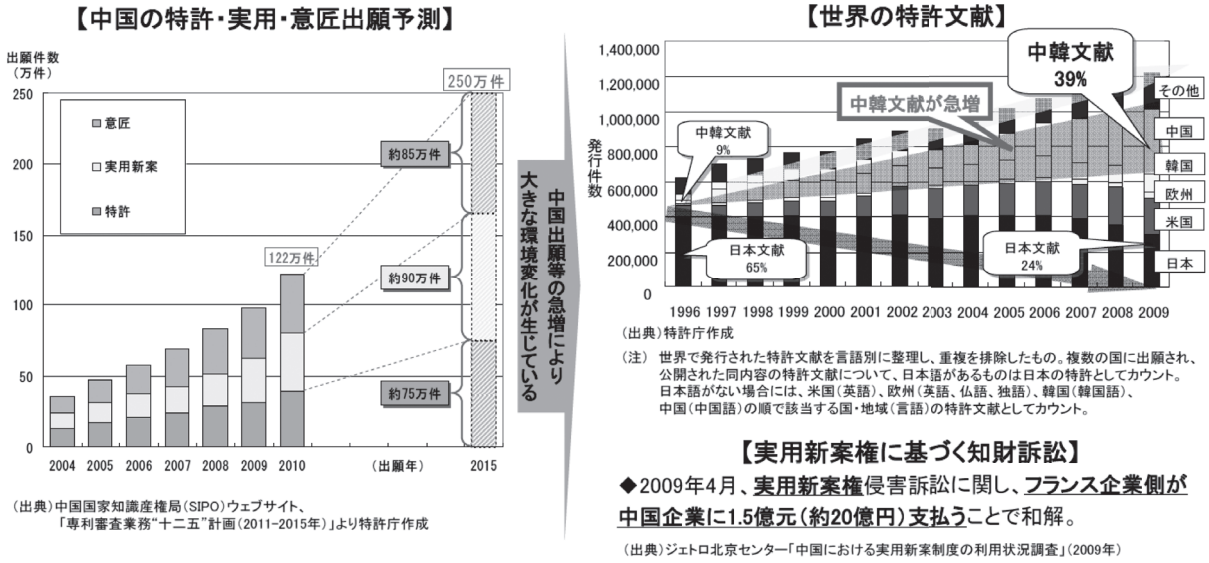

図９　中国の出願推移と世界の特許文献

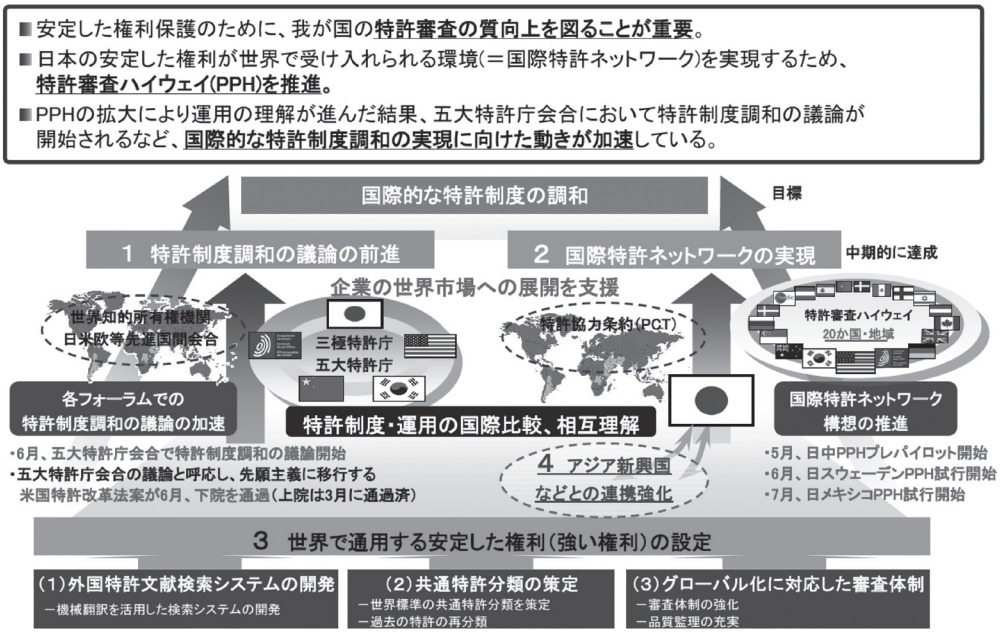

図10　特許戦略の全体像

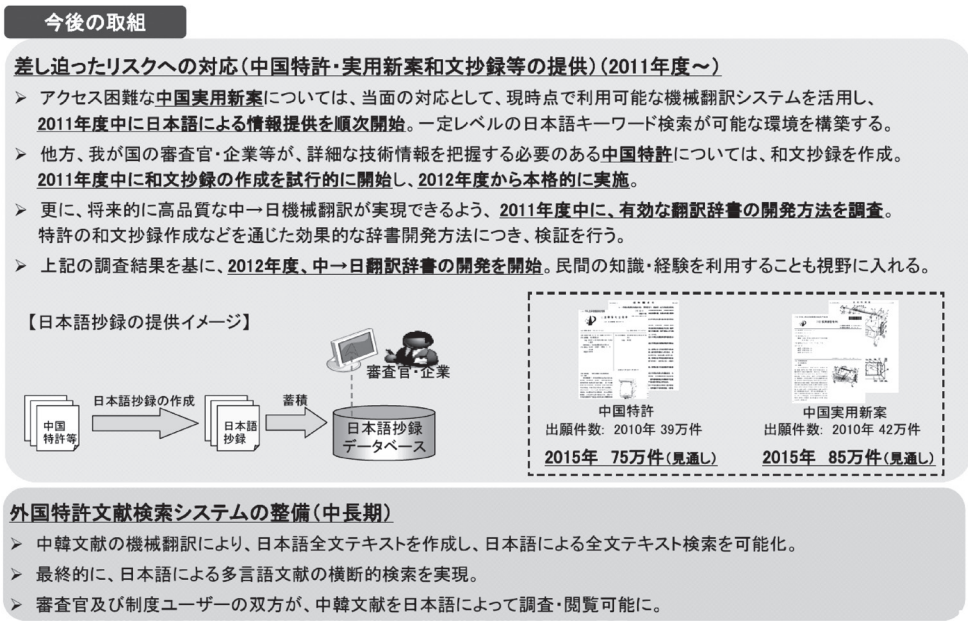

図11　外国特許文献検索システムの開発

図９右は，年毎の言語別の文献の発行件数と割合を示している。日本語文献のファミリーがあれば日本文献としてカウントしている。日本語として読むことができる文献は，1996年の65％から2009年の24％と減少している。一方，中国語あるいは韓国語としてしか読むことができない文献が1996年の９％から2009年の39％に増加しており，この点が問題視されている。

上記問題を含め，特許庁がどのように考えているかを，**図10**の特許戦略の全体像に示す。

特許庁では，十数年来，世界統一特許を目指しており，そのためには，国際的な特許制度の調和が必要である。具体的には，５大特許庁の制度･運用の比較や理解等の「１．特許制度調和の議論の前進」と，特許審査ハイウェイ等の「２．国際特許ネットワークの実現」と，日本で権利化されたものが外国で拒絶されないように「３．世界で通用する安定した権利（強い権利）の設定」の取り組みが必要である。「３．世界で通用する安定した権利（強い権利）の設定」には，「(1) 外国特許文献システムの開発」，「(2) 共通特許分類の策定」，「(3) グローバル化に対応した審査体制」が必要と考えている。

■企業の国際展開が進み、特許庁間の国際的なワークシェアリングや国際協力の取組が進む中、今後、特許審査はどのようにあるべきか。
■「より早い権利」、「より安い権利」の取得については、これまでの取組により実現しつつある。

より早く

✓特許庁は、2013年審査順番待ち期間11か月（FA11）を目標に、審査の迅速化に取り組んできた。
✓現在、審査順番待ち期間は27か月台であり、2011年度末には、22か月台となる予定。
✓審査順番待ち期間11か月の目標についても達成できる見込み。

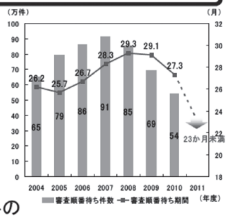

より安く

✓2011年特許法等の改正により、審査請求料、国際出願の調査手数料の引下げ（約25%）を実施。
✓これにより、より安く権利を取得することが可能に。

より強く

✓ユーザーは、「より強い権利」、すなわち、国際的に安定した権利の取得を希求。
✓国際的に安定した権利を設定するためには、米欧、中韓特許文献などの外国語特許文献を調査するための基盤整備、それらを用いた質の高い審査を実現することが必要。

今後の特許審査の方向性、体制についての検討
➢ 今後、特許審査はどのようにあるべきか、ユーザーの意見を聞きながら検討が必要。

図12　グローバル化に対応した審査体制

図11（前ページ）に，「(1) 外国特許文献検索システムの開発」の今後の取り組みの概要を示す。

中国の実用新案の確認は困難であるが，訴訟が起こっているという意見も聞いており，リスクと考えている。そこで，機械翻訳を活用し，中国実用新案に関する情報の提供を2011年度から順次開始していきたいと考えている。特許については，2012年度から和文抄録の作成を開始して提供していきたいと考えている。中長期には，日本語全文テキストを作成し，検索を可能化することを目指している。

図12に，「(3) グローバル化に対応した審査体制」の概要を示す。

「より早く」，「より安く」，「より強く」の３つの観点の取り組みを考えている。「より早く」の観点では，審査順番待ち期間の短縮を目指しており，2013年に11ヵ月を達成の見込みである。「より安く」の観点では，手続費用の引き下げを行っており，安くなってきていると考えている。「より強く」の観点では，審査の品質管理や調査ツールの整備を行っていく予定である。

今後の特許審査の方向性，体制については，ユーザーの意見を聞きながらの検討が必要と考えている。

5　討論会

本年度は，特許庁殿のご要望もあり，「懇談会」としての原点に返り，情報交換・意見交換等が行える時間と場を確保した。特許委員会の委員に対して事前に質問のアンケートも行い，討論の題材の収集も行った。時間に収まりきれないほどの活発なご質疑ご討論となったので，質疑応答の一端を収録させて頂く。紙面の都合ですべてを記載できないことを，読者にはご了解頂きたい。

以下，溶接業界関係参加者の発言を＜参＞で，特許庁講演者の発言を＜庁＞で示す。

Ｑ１）＜庁＞審査の迅速化に関し，2013年に審査順番待ち期間を11ヵ月に短縮できる見込みであるが，出願人側は，さらに速くした方が好ましいか？

Ａ１）＜参＞業界によって異なるのではないか。電機系は標準化の観点から遅い方がよく，標準化時に拒絶になっていると困るといった意見がある。医薬･素材系は速い方がよく，他社出願の結論も速く欲しいという意見がある。

（特許庁への要望等）

・＜参＞公開されずに登録になるのは権利の安定性の面で問題があると思われる。早期審査されたら公開する，中国のように公開後でなければ審査しない，欧州のように付与後異議申立制度を復活させる，といったような対応が必要ではないか。

・＜参＞スーパー早期審査を活用して登録となったが公報発行まで２ヵ月程度かかり遅い。登録公報を早く発行していただきたい。

Ｑ２）＜庁＞中国の文献が増えているが，出願人側は，中国特許の品質と内容とをどのように捉えているか？

Ａ２）＜参＞技術レベルがかなり向上してきていると感じる面もある。

Ｑ３）＜参＞特許庁で検討されている外国特許文献検索システムは，いつ頃できるのか？

Ａ３）＜庁＞時期は明確には答えられないが，機械翻訳

の精度が向上しなければ実現は難しいと考えている。

Q4）<庁>出願人側は，中国や韓国の文献をどのように確認しているのか？

A4）<参>図等を参考に確認し，必要に応じて翻訳業者に依頼等している。

（特許庁への要望等）

・<参>日本以外の国でも問題視されているのではないか。米国や欧州等と連携し，英文だけでも早期に対応できないか検討いただきたい。

Q5）<庁>出願人側は，中国の実用新案についてどのように対応しようとしているのか？

A5）<参>評価書が権利行使時点で必須ではない点と，評価書は未公開であり，第三者はわからない点が問題である。実用新案の権利が強すぎであり，中国側に改善を要望していると聞いたことがある。

Q6）<参>特許庁における審査のばらつき防止策は？

A6）<庁>品質管理室を設置し，審査内容をチェックして担当にフィードバックして反映する取り組みを行っている。審査に問題がある場合，品質管理室等に情報を提供していただきたい。

6　おわりに

以上，昨年12月に実施された特許庁と㈳日本溶接協会員企業との懇談　会概要を報告した。特許委員会としては，次年度以降も特許庁とこのような会合を継続実施する計画であり，「懇談会」の名にふさわしく，溶接業界と行政実務とを繋ぐ「意見交換会」として行きたいと考えている。

読者の皆様からの，本稿および懇談会全般に対するご意見ならびにご要望を重ねてお願いしたい。

産報出版の受験の手引シリーズ

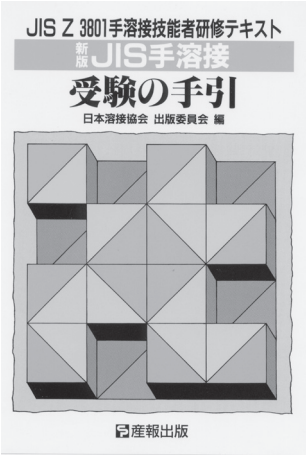

JISZ3801手溶接研修テキスト
日本溶接協会出版委員会 編

A5判248頁／定価2,100円（本体2,000円＋税）

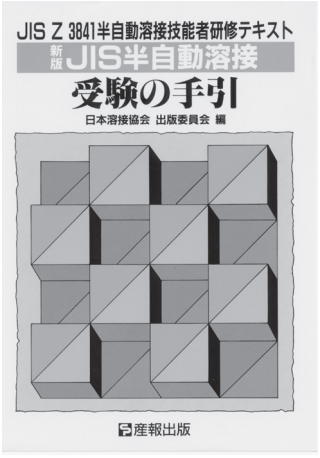

JISZ3841半自動溶接研修テキスト
日本溶接協会出版委員会 編

A5判288頁／定価2,300円（本体2,190円＋税）

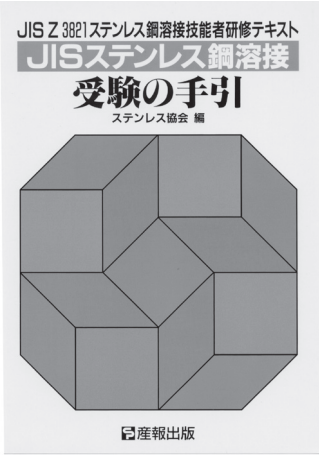

JISZ3821ステンレス鋼溶接研修テキスト
ステンレス協会 編

A5判284頁／定価2,300円（本体2,190円＋税）

申込み先
産報出版株式会社
（ホームページ）
http://www.sanpo-pub.co.jp

●東京本社／〒101-0025　東京都千代田区神田佐久間町 1-11
TEL 03-3258-6411　FAX 03-3258-6430
●関西支社／〒556-0016　大阪市浪速区元町 2-8-9
TEL 06-6633-0720　FAX 06-6633-0840
（最寄りの書店にない場合は、お取り寄せもできます。送料は一冊 400 円です）